

令和7年度

猪名川町 子育て住宅総合支援事業

補助金

若者・子育て世帯の

マイホーム取得補助



新築注文・分譲

200万円

中古住宅

60万円



【募集件数】

新築注文・分譲住宅 8件

中古住宅 6件

兵庫県 いながわちょう  
猪名川町

【受付期間】

令和7年7月1日～10月31日まで！

# 猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助のご案内 【新築注文住宅】

猪名川町は若年夫婦世帯・子育て世帯の戸建住宅の取得を応援します！

## 補助対象住宅の要件 (全て満たす必要があります。)

- ①子育て住宅促進区域内(別紙①参照)に建築する戸建住宅であること
- ②長期優良住宅であること
- ③快適性の基準(別紙②参照)を満たすこと
- ④安全性の基準(別紙③参照)を満たすこと
- ⑤工事請負契約日が**令和7年3月26日以降**であること
- ⑥工事着工前に補助金の申請をすること
- ⑦完了報告を**令和8年2月27日まで**に町に提出すること



## 補助額

**200万円(先着)**

R7年度の補助件数は、新築注文・

分譲あわせて**8件**です

【受付期間】

7月1日～10月31日まで

## 補助対象者の要件 (全て満たす必要があります。)

- ①交付申請日において**若年夫婦世帯**又は**子育て世帯**であること  
※令和7年度は**令和7年10月31日(金)まで**交付申請を受付
- ②猪名川町における町税に未納がないこと
- ③暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ④原則として当該住宅に10年以上居住すること
- ⑤兵庫県の「兵庫県移住支援事業」の補助を受けたことがないこと
- ⑥過去にこの補助金を受けたことがないこと

若年夫婦世帯



✓年齢合計が  
80歳未満

子育て世帯

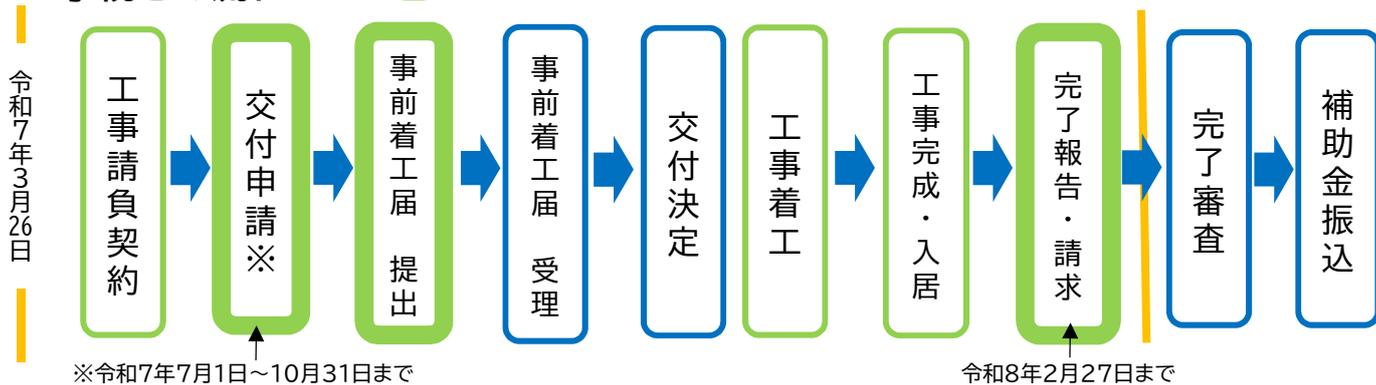


✓高校卒業前(18歳まで)の子どもがいる  
(妊娠中もOK)

## <手続きの流れ>

□ →申請者の手続き (太枠は町に対する手続き)

□ →町の手続き



## 工事完成・入居が令和8年2月27日以降になる場合の取り扱いについて

完成・入居予定時期が令和8年2月27日以降になる場合、補助対象にはなりません。着工～工事完了・入居の時期が今年度の補助要件を満たさない場合で、申請前に着工している場合には来年度の補助を受けることはできませんのでお気を付けてください。

## 【問合せ・受付窓口】

猪名川町役場 都市政策課  
猪名川町上野字北畑11-1  
TEL:072-766-8704



←詳細はホームページ  
をご覧ください

当該補助金は所得税法上、課税対象になります。確定申告をする必要がありますので、詳しくは税務署(TEL: 072-779-6121)にお問い合わせ下さい。

# 猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助のご案内

## 【新築分譲住宅】

猪名川町は若年夫婦世帯・子育て世帯の戸建住宅の取得を応援します！

### 補助対象住宅の要件 (全て満たす必要があります。)

- ①子育て住宅促進区域内(別紙①参照)に建築する戸建住宅であること
- ②長期優良住宅であること
- ③快適性の基準(別紙②参照)を満たすこと
- ④安全性の基準(別紙③参照)を満たすこと
- ⑤建物の売買契約日が令和7年3月26日以降であること。
- ⑥建築工事の完了の日から起算して1年未満の日に売買契約がされた新築の戸建住宅(これまで他に誰も居住したことがないもの)であること



### 補助額

**200万円(先着)**

R7年度の補助件数は、新築  
注文・分譲あわせて**8件**です

### 【受付期間】

7月1日～10月31日まで

### 補助対象者の要件 (全て満たす必要があります。)

- ①交付申請日において若年夫婦世帯又は子育て世帯であること
- ②「住替え日から1年を経過するまでの日」又は「10月31日(金)」のいずれか早い日までに補助金の交付申請を行うこと  
※令和7年度は令和7年10月31日(金)まで交付申請を受付
- ③猪名川町における町税に未納がないこと
- ④暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑤原則として当該住宅に10年以上居住すること
- ⑥兵庫県の「兵庫県移住支援事業」の補助を受けたことがないこと
- ⑦過去にこの補助金を受けたことがないこと

#### 若年夫婦世帯



✓年齢合計が  
80歳未満

#### 子育て世帯

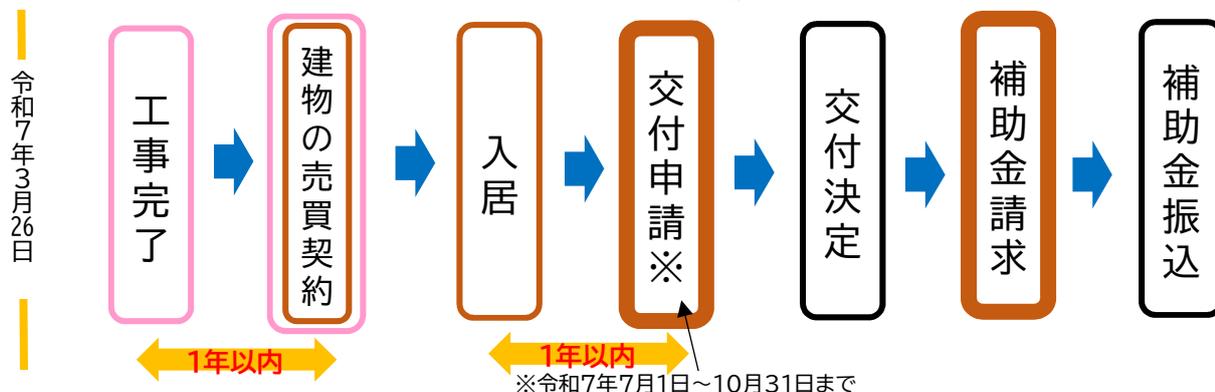


✓高校卒業前(18歳まで)の子どもがいる  
(妊娠中もOK)

### <手続きの流れ>

- 申請者の手続き (太枠は町に対する手続き)  
 → 建売り事業者の手続き     → 町の手続き

令和7年11月から令和8年3月までの契約者(入居者)は、令和8年度の対象となります。令和8年度は4月～5月に交付申請の受付を開始する予定です。



### 【問合せ・受付窓口】

猪名川町役場 都市政策課  
猪名川町上野字北畑11-1  
TEL:072-766-8704



←詳細はホームページ  
をご覧ください

当該補助金は所得税法上、課税対象になります。確定申告をする必要がありますので、詳しくは税務署(TEL: 072-779-6121)にお問い合わせ下さい。

# 猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助のご案内

## 【中古住宅】

猪名川町は若年夫婦世帯・子育て世帯の戸建住宅の取得を応援します！

### 補助対象住宅の要件 (全て満たす必要があります。)

- ① 子育て住宅促進区域内(別紙①参照)にある戸建住宅であること
- ② 快適性の基準(別紙②参照)を満たすこと
- ③ 安全性の基準(別紙③参照)を満たすこと
- ④ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅の場合、耐震基準を満たすこと (別紙④参照)
- ⑤ 売買契約日が令和7年3月26日以降であること
- ⑥ 建築工事の完了の日から起算して1年以上経過した日に売買契約がなされた戸建住宅であること。※建築工事の完了の日から起算して1年以上の日数を経過しているが、人の居住の用に供したことがない新古住宅を含みます。



### 補助額

**60万円(先着)**

R7年度の補助件数

は**6件**です

### 【受付期間】

7月1日～

10月31日まで

### 補助対象者の要件 (全て満たす必要があります。)

- ① 交付申請日において**若年夫婦世帯**又は**子育て世帯**であること
- ② 「住替え日から1年を経過するまでの日」又は「令和7年10月31日(金)」のいずれか早い日までに補助金の交付申請を行うこと
- ③ 猪名川町における町税に未納がないこと
- ④ 暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑤ 原則として当該住宅に10年以上居住すること
- ⑥ 兵庫県の「兵庫県移住支援事業」の補助を受けたことがないこと
- ⑦ 過去にこの補助金を受けたことがないこと

#### 若年夫婦世帯



✓年齢合計が80歳未満

#### 子育て世帯

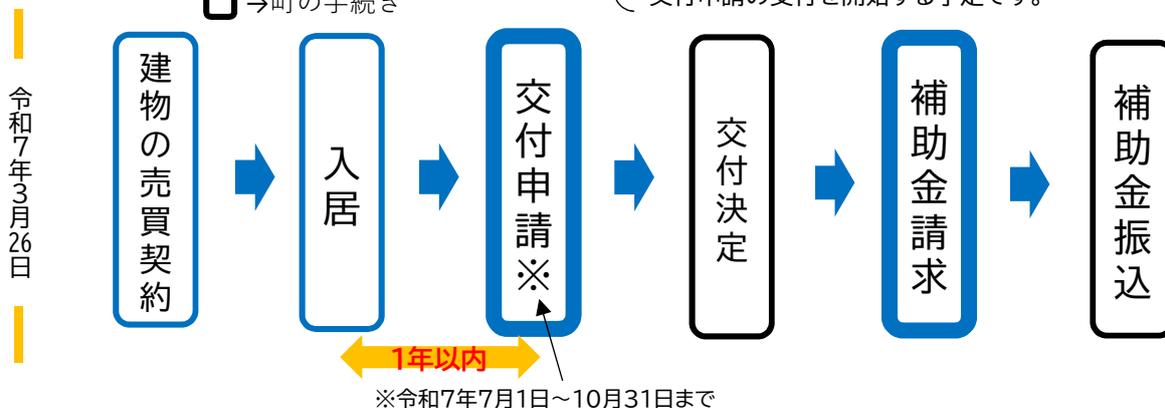


✓高校卒業前(18歳まで)の子どもがいる(妊娠中もOK)

### <手続きの流れ>

- 申請者の手続き (太枠は町に対する手続き)
- 町の手続き

令和7年11月から令和8年3月までの契約者(入居者)は、令和8年度の対象となります。令和8年度は4月～5月に交付申請の受付を開始する予定です。



### 【問合せ・受付窓口】

猪名川町役場 都市政策課  
猪名川町上野字北畑11-1  
TEL:072-766-8704

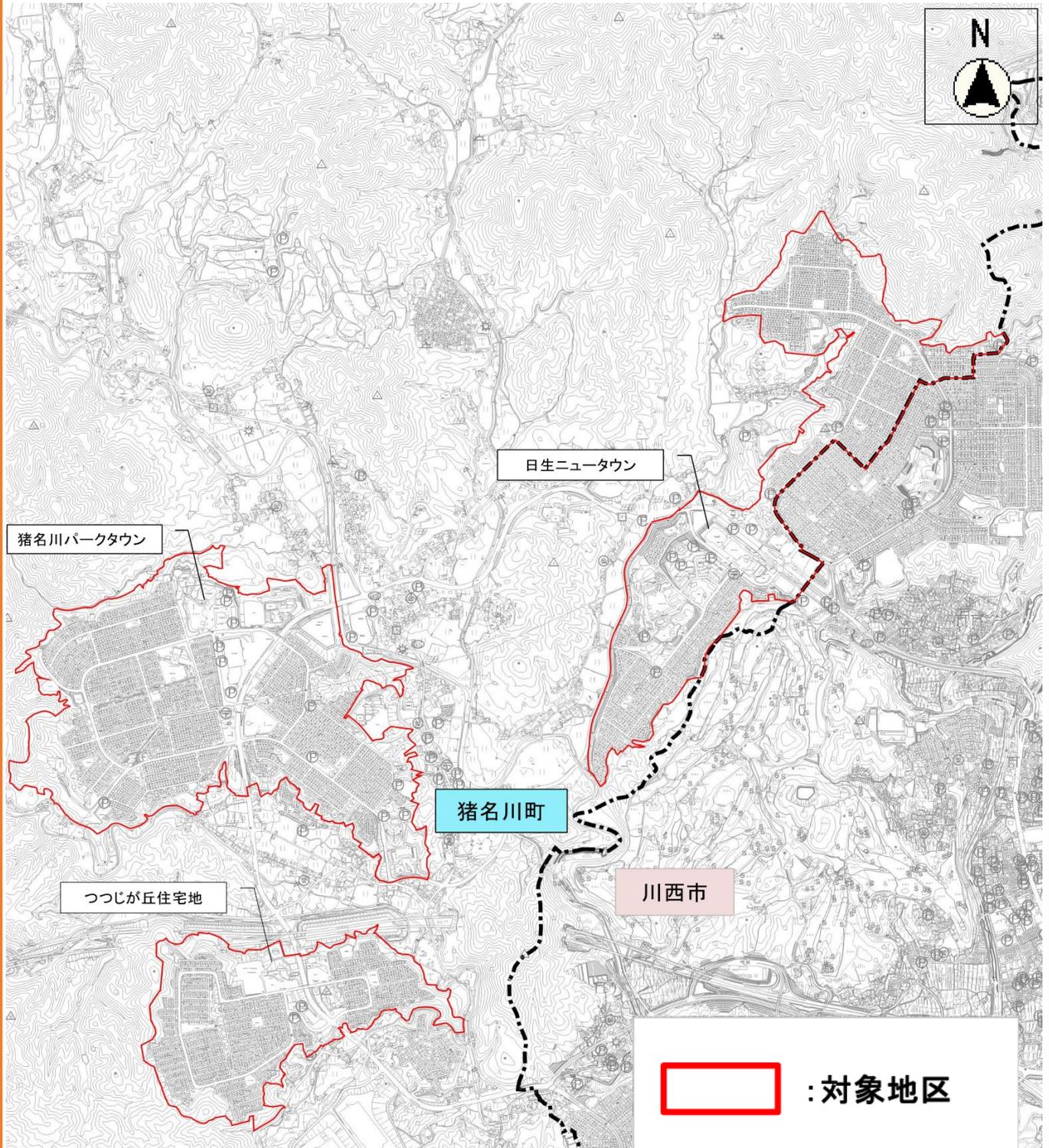


←詳細はホームページをご覧ください

当該補助金は所得税法上、課税対象になります。確定申告をする必要がありますので、詳しくは税務署(TEL: 072-779-6121)にお問い合わせ下さい。

別紙①子育て住宅促進区域位置図(赤色)  
(補助対象区域)

日生ニュータウン、猪名川パークタウン、つつじが丘住宅地の3つのニュータウンが子育て住宅促進区域に指定されています。



## 別紙② 子育てにおける快適性の基準

新築住宅の場合は**3項目以上**、中古住宅の場合は**2項目以上**の基準を満たすこと

### 快適性についての基準

- 1 自動車駐車を1台以上設けている。
- 2 2階建て以下である。
- 3 アプローチ部分等の動線の安全性を確保するため、人感センサー付きのライト等を設置するなどして照度が確保されている。
- 4 土いじりや水遊びなどができる庭が確保されている。
- 5 家事をしながら子どもの見守りがしやすい間取りである。(例示: キッチンからリビングへの見通しが確保されているなど)
- 6 リビングを中心とした間取りとなっている。
- 7 雨の日でも傘をささずに車に乗り降りできるよう屋根、庇等を設置している。(例示: 張り出し屋根、庇、カーポート等)
- 8 子どもの成長に合わせて必要となる駐輪場が整備されている。または、将来的に必要となった際に整備できる場所が確保されている。



## 別紙③ 子育てにおける安全性の基準

**新築住宅の場合は3項目以上、中古住宅の場合は2項目以上の記載されている基準のすべてを満たすこと**

項目	基準
室内扉	<p>(玄関からリビングまでの主要な扉に限る)</p> <p>引き戸の場合は子どもの指をはさまないように、100mm程度の引き残しを確保する、又は自動でゆっくりと閉まる構造(ドアクローザー機能)のものとする。</p> <p>開き戸の場合はドアクローザー又はドアストッパーの機能付きのものとする。</p>
バルコニー	<p>(バルコニーがない場合は、当該基準を満たしているものとする。)</p> <p>1 転落を防止するために設置される手すりは次の構造のものとする。</p> <p>(1) 手すりの形状は子どもが容易によじ登れないよう、足がかりがない形状とする。</p> <p>(2) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という)が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。</p> <p>ア 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方(以下「床面等との距離」という)が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。</p> <p>イ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。</p> <p>ウ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。</p> <p>(3) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁(腰壁の高さが650mm未満の場合に限る)からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。</p> <p>(4) 手すりの最下部とバルコニー床面との間は、子どもの頭が入らないように、内法寸法で90mm以下とする。</p> <p>2 室外機や資源用ゴミ箱等がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、次のいずれかの転落防止策を講じる。</p> <p>(1) バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する。</p> <p>(2) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。</p>
住戸内階段	<p>(階段がない場合(平屋の場合)は、当該基準を満たしているものとする)</p> <p>1 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。</p> <p>(1) 勾配は22/21以下とする。</p> <p>(2) けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上とする。</p> <p>(3) 蹴込みは30mm以下とする。</p> <p>2 少なくとも片側に手すりを設置し、次の基準のものとする。</p> <p>(1) 手すりの高さは、踏面の先端から高さが700mmから900mmの位置とする。</p> <p>(2) 大人用と子ども用の2段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は850mm程度、下段は650mm程度の位置とする。</p> <p>3 踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるようにする。</p>
浴室	<p>1 浴室の出入口部分に段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。</p> <p>(1) 浴室内外の高低差が20mm以下の単純段差とする。</p> <p>(2) またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は120mm以下とし、かつ浴室内の床からのまたぎの高低差は180mm以下とする。</p> <p>2 浴室のドアにはチャイルドロック(子どもの手が届きにくい高さに脱衣室側から施錠・解錠が出来る錠)を設置する。</p>
敷地内	監視の目を補完するため、防犯カメラ又はセンサーライトを設置する。
インターホン	相手の顔や様子を確認できるよう、カメラ付きインターホンを設ける。

## 別紙④ 中古住宅が満たすべき耐震基準

昭和56年5月31日以前に着工された住宅の場合、下記いずれかの耐震基準を満たすこと

耐震診断区分	構造区分	耐震基準
(1) 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が0.7以上
(2) 市町が実施する簡易耐震診断	木造	総合評点が0.7以上
(3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標（ $I_s$ ）が0.3以上
(4) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2017年版）による耐震診断	鉄筋コンクリート造	
(5) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造	
(6) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。
(7) 上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記(1)から(6)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。